

三島村研究者・学生船賃助成事業交付要綱

令和元年6月5日
訓令第3号

(目的)

第一条 本要綱は、三島村での研究や教育活動の推進のため、定期船の乗船料に対し助成を行う際の、助成金の交付等に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第二条 本助成事業の対象者は次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 研究・教育機関に在籍する者
- (2) 研究・教育機関からの委託・請負を受け、本村にて研究や教育活動を行う者
- (3) その他、三島村長が特に必要と認めた者

(助成額)

第三条 三島村長は、予算の範囲内において、定期船の乗船料に応じ、片道の乗船料を限度として助成することが出来る。

(助成の申請及び助成金の支払い)

第四条 本要綱に基づき、助成を受けようとする者（以下、助成対象者）は、乗船の2週間前までに、別記様式1で定める三島村研究者・学生船賃助成申請書に必要事項を記入の上、第二条に該当することを証明する資料を添付し、三島村長に申請することとする。

- 2 助成対象者は、三島村研究者・学生船賃助成申請書の記載内容に変更が生じた場合、速やかに変更を通知しなければならない。
- 3 三島村長は、申請を受理後速やかに、審査を行い、助成対象者に申請結果を別紙様式3にて通知しなければならない。
- 4 助成対象者は、乗船時に領収書を受領し、別紙様式2にて実績報告及び請求を行うこととする。
- 5 三島村長は、実績報告及び請求を受理後速やかに、審査を行い、助成対象者に交付確定結果を別紙様式4にて通知しなければならない。

(助成対象者の義務)

第五条 助成対象者は、実施した研究の経過・結果について遅滞なく報告しなければならない。

(助成金の返還)

第六条 三島村長は、偽りその他不正行為により助成金の交付を受けた者がいると認めるときは、助成金を一部または全額返還させることができる。

(その他)

第七条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、三島村長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (改正)

この要綱は、令和元年 6 月 5 日から施行する。

別紙様式 2 (第 4 条関係)

三島村研究者・学生船賃助成 実績報告・請求書

年 月 日

三 島 村 長 殿

所属

住所

職名

氏名

印

下記の通り、三島村研究者・学生船賃助成の実績を報告し、船賃に係る費用を請求します。

金 _____ 円也

(実績・請求内訳)

実施期間	～	調査地		参加人数	人
調査結果概略					

※フェリーみしま乗船窓口での領収書を添付すること。

お振込先口座

お振込先	銀行名	支店名
	預金種目 普通 当座 貯蓄 その他	口座番号
お受取人	フリガナ	
	名義	